

第1回大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会 議事録

日時：平成30年5月28日 10:00～12:00

場所：市役所 厚生棟2階A会議室

出席：細見委員長、柏木委員、国安委員、新矢委員、立川委員、東村委員、正木委員、
松井(ゆ)委員、松井(由)委員、間野委員、見浪委員、矢上委員、和田委員

欠席：亀井委員

【次第】

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 大東市長あいさつ
- (4) 委員自己紹介、事務局紹介
- (5) 委員長選出
- (6) 委員長あいさつ
- (7) 諮問書手交
- (8) 議事
 - ①会議の公開に関する決定
 - ②趣旨説明
 - ③今後のスケジュールについて
 - ④資料等説明
 - ⑤意見交換
- (9) 事務連絡等
- (10) 閉会

開会

委嘱状交付

市長あいさつ

市長：おはようございます。ただいまご紹介いただきました市長の東坂でございます。本日は第1回大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会を開催させていただくにあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。皆様におかれましては本市の市政の推進に多大なるご協力を賜り、また深いご理解をいただいておりますことに心よりの感謝申し上げます。この度皆様におかれましては、大変ご多用の中、こうして委員をお引き受けいただき、本日ご参加を賜りました。併せてお礼を申し上げたいと思います。今、いろいろなニュース媒体の中で多様な情報が皆様目や耳に届いていることかと思えます。昨今では日本大学と関西学院大学の問題、また、「何処の市長がセクハラで辞任をした、何処の誰がセクハラで告発を受けた」というニュースも辟易する如く大きく皆様の耳を汚していることかと思えます。男女共同参画社会の根底をなす全ての人気が持ちよく理解をシェアする社会づくり。全ての人がお互いをわかりあえる社会づくり。こういったものへ一歩踏み出す素地としてはまことに心もとない現状が未だ全国で見られるのかと感じる次第でございます。また、少子高齢化におきまして、将来の発展的希望という点におきましては、少し不安を覚えるような将来像の中ではございますけれども、労働人口の減

少が続き、社会構造をこれまで通りに維持する、また発展させていく中では、一人一人の人権が尊重され、一人一人の幸せがそれぞれの努力の中で導かれるような社会づくりが不可欠であるという認識をしております。また、ダイバーシティと言われて久しいわけですが、多様性が認められ、また多様性がさまざまな社会に貢献できる、そういった環境づくりも必要であるという認識は、皆様もおそらく同じものをお持ちいただいているかと思っております。そのような中、女性の積極的な社会参加につきましては、国や企業による女性の積極的な登用は現実に進められてきております。また、政治の分野におきましては、今月16日、政治分野における男女共同参画推進法案が可決し、成立いたしました。公民それぞれが積極的な取り組みを推進することによりまして、多様な個性が発揮できる社会の構築が進むものであろうかとのように考えております。本市におきましても、平成19年「大東市男女共同参画推進条例」を施行いたしました。性別に関わりなく自分の能力、個性を十二分に発揮し、あらゆる分野に共に参画できる社会を実現するため、各種施策に取り組んで参っているところでございます。そして今回設置いたしました本委員会におきましては、第3次となります大東市男女共同参画社会行動計画が本年計画期間の最終年度を迎えるというところから、今後10年間本市が取り組むべき方向性、また施策を定める第4次の行動計画が議論されるべく、豊富なる経験と見識に基づく貴重なご意見を賜りたいという趣旨のもと、お集まりをいただいている次第でございます。委員の皆様には何かとご苦勞をおかけすることかと思いますが、いただいたご意見を参考にし、社会のあらゆる分野において多様な生き方が実現できる大東市を実現するべく、また、「あふれる笑顔、幸せのまち大東づくり」を推進していくべく皆様方のお力を賜りたいと考えております。何卒よろしくお願い申し上げます。

委員自己紹介

事務局職員紹介

委員長選出

委員長：前回の第3次の行動計画、それから男女共同参画推進条例と長いお付き合いをさせていただいております。今回また新しいメンバーの方々といろいろ新しいことができるということで楽しみにしています。もうひと頑張りしようかということで、第4次の計画に参加させていただくことになりました。長く各府県で共同参画の行動計画とか条例制定の議論に参加させていただいております。大阪府下でも、成果のあったところ、なかなか現状維持で苦しんでいるところなどさまざまあるのですが、いろいろ見ていきますと、やはり一番効果がある、非常に成果を上げていただいているところは、トップの決断力。リーダーシップを発揮していただく、そのあたりのプッシュがあると、本当にコマが回るように動くことがよくあります。こちらの市長にも、行動計画策定は10年というスパンですけれども、新しい社会において大東市が今までのようにトップを走っていけるように、ぜひ指導力を発揮していただきたいと、ここで僭越ながらお願い申し上げます。それでは、大東市がすばらしい男女共同参画社会となりますよう、皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

諮問書手交

市長退席

資料確認

【資料】

- ①会議次第
- ②大東市男女共同参画社会行動計画策定委員名簿

- ③第4次大東市男女共同参画社会行動計画策定スケジュール
- ④大東市男女共同参画社会推進条例
- ⑤大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会規則
- ⑥男女共同参画に関する市民意識調査報告書冊子
- ⑦男女共同参画に関する児童等意識調査報告書冊子
- ⑧第3次大東市男女共同参画社会行動計画改訂版冊子
- ⑨第4次大東市男女共同参画社会行動計画策定について
- ⑩男女共同参画にかかる統計データ集

委員長：市長から諮問をいただきました。皆様と活発な議論をしながら第4次行動計画を策定していきたいと思います。即興で「市長がんばってください」なんて言ったので事務局はびっくりされていると思いますが、大東市はかなりこの地域では先頭を走ってきました。今度の第4次は10年間という話で、かなり将来的な話をしながら案を作っていくということですので、皆様の活発なご意見をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、会議次第第8. ①会議の公開に関する決定を議題にしたいと思います。内容について事務局より説明をお願いします。

事務局：会議の公開についてご説明させていただきます。本市では「大東市審議会等の公開に関する規程」により、会議の公開・非公開を、会議の長が会議に諮り決定することとなっております。この規程は、透明かつ公正な会議の運営を推進することにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政への市民参加の促進を図るとの理念に基づくものです。本会議につきましても規程のとおり原則公開を想定しております。すでに市民の皆様には告示し、会議の開催時間までに、人権室へ傍聴希望を申し込まれた方に、当日傍聴していただくこととしておりましたが、本日の会議については、傍聴希望者がございませんでしたが、以降の会議の公開についてご審議いただきますようお願いいたします。

なお、大東市審議会等の公開に関する規程第3条第2項の規定により、会議の開催若しくは進行が妨害されると認められる場合などには非公開とさせていただきます。

委員長：ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等ありますでしょうか。この会議は公開ということによろしいでしょうか。

委員：異議なし。

委員長：それでは今回については公開と決定いたします。

続きまして②趣旨説明を議題とします。内容について事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、本委員会ならびに第4次大東市男女共同参画社会行動計画の趣旨について、ご説明申し上げます。地方自治法第138条におきまして、地方公共団体は、条例や予算、その他議会の議決に関する事務などを、自らの判断と責任において、誠実に管理、執行することが規定されており、そのために、地方公共団体の長の管轄のもと、明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関の構成、各々の連携による行政機能の発揮が求められております。

また、同法第138条の4第3項には、この執行機関の附属機関として、諮問、審査、調査等のための機関を置くことができることが規定されており、本市では、「大東市附属機関条例」を制定いたしまして、現在、本市執行機関の円滑な事業推進に向けて、さまざまな委員会・委員の皆様からご提言をいただいております。今回は、本市の男女共同参画社会行動計画第4次版を策定するにあたり、本市附属機関条例に基づき制定しております「大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会規則」を根拠として、組織させていただきます。なお、この規則につきましては、先ほどご確認いただいた資料に含ませていただいております。この委員会規則

は、本日の資料として、皆様のお手元に配布いたしております。あらゆる分野の皆様から、豊富なご経験に基づくご提言や、専門的な知識、また、私たち行政が収集しきれていない現実的な課題なども含めた活発な意見交換により、本計画策定にご協力をお願いするものでございます。なお、第4次男女共同参画社会行動計画の趣旨につきまして、こちらもお手元に配布させていただきました。本市は、平成19年に「大東市男女共同参画推進条例」を制定いたしております。本条例は、大東市民の皆様が、男女の性別にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を十分に発揮し、職場や学校、家庭や地域など、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担う、男女共同参画社会の実現をめざすことを目的に制定いたしました。本条例の第2章「基本的施策等」の第10条及び11条におきまして、この計画の策定について規程しております。本計画は、この条例の第10条及び11条に基づき、策定させていただきます。また、本市の計画策定の根拠につきましては、国が平成11年に制定いたしました、「男女共同参画社会基本法」において、「市町村は、国の基本計画及び都道府県の計画を勘案して、当該市町村の区域における、男女共同参画社会の形成促進に関する施策について基本計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう、努めなければならない」と示されたことによるものです（第14条第3項）。また、前回同様この計画には「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律」いわゆる「DV防止法」の第2条の3第3項に規定されております「市町村基本計画」を内包し、今回からは、さらに平成27年に施行されました「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の「市町村推進計画」に関する施策についても本計画の中でご検討いただくものでございます。今回の計画では、計画の実施期間を10年間として、中間年度の5年目に改訂を行うという部分につきましては、従来の計画と同じ設定で考えております。計画内容につきましては、前回計画の目標設定や、これまでの施策などの効果の検証を行い、現在の国内外の社会情勢も盛り込んでいくものですが、最も大切な部分といたしまして、大東市の地域性、課題を見据えた調査、研究となりますことから、先ほどと重複いたしますが、委員の皆様から、幅広い分野のご意見を賜り、市長の「諮問」に対する「委員会答申」を策定いただき、市民・事業者・行政が一体となって、男女共同参画社会を推進していけるような行動計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。何卒、お力添えいただけますようよろしくお願い申し上げます。

委員長：ただ今の事務局からの説明につきましてご意見ご質問はございますか。初めて参加された方は少し分かりにくかったかと思いますが、大東市独自の男女共同参画推進条例というのがあります。それから国でも女性活躍推進法、DV防止法、政治の分野で候補者の共同参画などいろいろ法律はできました。そういう趣旨を踏まえながらそのあとにどのように具体的に行動していくかというのが行動計画です。これを10年間のものも含めて細かく作っていきましょう。そのために「大東市の現状は今どうなっているのか」、「こういう提案をした方がいいんじゃないか」など、さまざまな皆様のご意見をお聞きして、それを第4次の行動計画の中に入れていくという趣旨で私たちが委員会の運営をしていくということによろしいでしょうか。

委員：異議なし。

委員長：趣旨については事務局からの説明について承認をいただきました。

次に、③今後のスケジュールについてお願いします。

事務局：お手元の資料、第4次の策定スケジュールをご参照いただけますでしょうか。

お手元のスケジュール表では、日程の次に「推進本部会」「委員会」「幹事会」「事務局」「コンサルタント会社」の作業を記載しております。このうち、「委員会」の欄が本委員会にあたりますが、「委員会」の両隣の組織についてご説明申し上げます。

まず、「推進本部」は、本市における男女共同参画社会の実現のための諸施策を総合的に企画・調整し、かつ効果的に推進するために設置された組織であり、市長、副市長がそれぞれ本部長、副本部長を務め、教育長と市役所の各部長等で構成されるものです。一方、「幹事会」は、推進本部の所掌事務の具体的な事項について、協議、検討する組織として、庁内の関係各課の長により構成されております。本委員会の開催数は、本日の第1回を含め、最大6回と考えております。ひとまず、年間予定を順にご確認いただきます。

来月6月には、事務局が庁内各課を対象にヒアリングを実施いたします。これは、前回計画において、各課が設定した事業や施策について、取り組みや課題等を本計画に反映するためのヒアリングです。その後、コンサルタント会社のオフィス・オルタナティブさんと共に、計画骨子を作成します。そして、7月中旬に推進本部を含む庁内での合意形成をはかり、7月下旬には、本委員会に提出し、ご検討いただきます。このあとに、皆様からいただいたご意見をもとに計画の素案を作成し、8月下旬の幹事会での調整を経て、9月上旬に再度委員会で計画素案の検討をお願いいたします。この計画素案の検討段階が最も時間を要するため、10月下旬に委員の皆様へ素案の最終検討を行っていただく前に9月下旬に予備日として1回の会議で素案検討を設定しております。こちらの予備の会議を含めて計6回ということで予定しております。

この計画素案が11月下旬に推進本部で確定すると、翌12月には市民の皆様のご意見を計画に反映するための「パブリックコメント」を実施いたします。そして、集約したパブリックコメントを委員の皆様にご提出し、1月上旬には計画案をご検討いただきます。その後、幹事会との調整を経て、1月下旬に計画案を確定し、3月議会にて市議会で承認を受けて平成31年4月から本計画を実施してまいります。簡単ですが、現在の計画策定スケジュールは以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長：ただいまの事務局からの説明について、ご質問とかわからないところなどありますでしょうか。推進本部会というのは。

事務局：最終意思決定の機関と考えていただければと思います。

委員長：幹事会は、関連する各課の課長さん達がそれについて意見を述べたりするという。私たちの委員会は5月下旬、7月下旬、9月、予備日、10月、1月という予定で行動計画を議論していくということになります。各課ヒアリングというのは、担当課に現状と課題について聞くということです。パブリックコメントというのは、市民に素案を示して意見を聞くことであり、概ね1か月、意見を募集します。1月にパブコメで出た意見を加味して検討し、3月議会に案を出すというスケジュールになっているということですが、これでよろしいでしょうか。このような私達の活動を市民の皆さんにわかっていただく広報体制についてはどのようにお考えですか。例えば「パブリックコメントをやります」、「こういうことを始めました」、「今はここまでいってます」ということを、市民広報やインターネットなど市の媒体で、私たちの動きが市民に伝わるように考えていただきたい。

事務局：今回の計画策定の最初の段階では、公募市民を募集させていただくにあたり、市の広報で、計画策定の旨とそれにあたってのご参画ということで周知に代えさせていただきました。また、先ほど撮らせていただいた写真は大東市公式フェイスブックで「本日第1回会議が開催されました」というようにPRに使わせていただこうと考えています。ホームページでも、取り組みについて流れをお伝えしていければと思っています。今日は傍聴の方が来られていないということは、我々の告示も含めたPRが足りていなかったのかもしれないかもしれません。今後は市民の方にもっと注目いただけるような広報を考えてまいりたいと思います。

委員長：市民公募委員のお二人は、市の広報のしかたはいかがでしたか。

委員：人権啓発ネットワーク大東の方で関わりがあって、直接お話も聞かせていただいて事前によくわかっていたので、広報誌に関してはどうなのでしょうね。

委員：私も知り合いの方から探しているということを知って参加させていただいたので、そこから広報に載っているのを見せていただいて、「ここに載っている」ということをそれ以後に知ったという形です。

委員長：広報は、読まれてはいるのですね。市民の皆さんは広報を楽しみにしておられるのでしょうか。

事務局：はい。広報は比較的高齢の方が読者層としては占めておられますが、子育て情報等もあるので広く読んでいただいていると思います。

委員：広報は楽しみに見えています。今回私もアクロスの行事のために話し合いに出ているので、それで委員会の話を聞きました。そのあと広報を見ました。

委員長：何かのきっかけがあるんだけど「あの広報に」というようにフィードバックしますから。読んで下さる方がいると思って広報しているわけだから、やはり私たちが何をやっているかをわかりやすく、読者の方から「よくやっているね」と言ってもらえるような告知のしかたを考えていただきたい。よろしく願いいたします。

それでは、④資料等説明をお願いします。

事務局：皆様に事前にお送りしました「第4次大東市男女共同参画社会行動計画策定について」をご覧ください。1ページ目につきましては、先ほど趣旨説明させていただきました内容と重複しますので、割愛させていただきます。次に3ページをご覧ください。現計画が策定された以降の世界や国・大阪府の動きを一覧にしております。法の制定や改正、計画の改定など変化がありましたので、各自ご覧いただけたらと思います。4ページ目は、国が定めている基本計画の概要を掲載しております。女性活躍推進法の施行に伴う施策の充実、災害時における男女共同参画の促進、ドメスティックバイオレンスへの取り組みなどが強化されております。5ページ目は、大阪府が定めている計画の概要となっております。こちらも女性活躍推進法に伴う取り組みが強化された内容となっております。次に6ページ・7ページをご覧ください。こちらは、本市の現計画で掲げた数値目標に対しての達成度を一覧にしております。なお、7ページでは、事前送付の際には一部集計中の項目がありましたので、本日差替えを配付しておりますので、併せてご参照いただきますようお願いいたします。7ページの青い部分、平成30年4月現在の数値につきましては、項目9番市男性職員の育児休業取得率、11番審議会等における女性の割合、12番女性のいない審議会等の割合に数値が入りました。また、項目7番目・8番目の値には誤りがありましたので、赤字で訂正しております。まことに申し訳ありません。それでは、現在の状況として、引き続き7ページの青い部分、平成30年4月現在の欄をご覧ください。掲げた目標に対して、到達できていない項目がいくつかありますので、そちらのみご説明させていただきます。まず、「1. 大東市男女共同参画推進条例の認知度」についてですが、昨年度実施した市民意識調査の結果、目標値より残念ながら大きく下回る値となりました。男女共同参画グループで実施する事業におきましては、パネルの掲示等で周知を図ってまいりましたが、認知度を高めるに及びませんでした。

次に「5. 男女共同参画に関する職員意識調査」ですが、昨年度市民意識調査と共に実施する計画になっておりましたが、人権室として、職員の実態把握も重要ですが、今の子どもたちが男女平等や男女共同参画についてどのように考えているか、その実態を把握することが最重要と判断し、予算の関係から職員意識調査に代わり、本市で初めて児童等に対する意識調査を実施させていただきました。その結果につきましては後ほどご説明させていただきます。

次に「6. 男女共同参画に関する教職員の意識調査・実態調査」についてですが、こちらは実

施できていない状況です。このたび児童等への意識調査を受け、教育の重要性が認識できた次第ですので、教職員の実態把握についても引き続き教育委員会へ働きかけていきます。

次は「7. 小中学校における女性管理職登用の割合」ですが、中学校については4年ぶりに女性の管理職が1名登用されましたが、目標には到達できていない状況となっております。

次に「8. 市女性職員の役職者の割合」ですが、横ばいが続きこちらも目標には及びませんでした。次に「9. 市男性職員の育児休業取得率」ですが、こちらは少しずつ取得率は上がっておりますが、目標には到達できませんでした。また、「11. 審議会等における女性の割合」および「12. 女性のいない審議会等の割合」も目標に対して大きく下回る結果となっております。

「13. 男女共同参画社会の実現を目指した市民活動グループの数」につきましても、機会があれば宣伝や声掛けをして少しずつ増えてはきましたが、目標達成には及びませんでした。

それぞれ達成できなかった要因や課題などについて、6月に関係各課に対してヒアリング調査を実施し、次の会議で内容をご報告させていただきます。

続きまして、「大東市男女共同参画にかかる統計データ集」をご覧ください。1ページから7ページまでは、全国・大阪府・大東市の統計データを掲載しております。今回、大東市の統計だけご説明させていただきますと、1ページのグラフのとおり本市においても高齢化率は年々上昇し、合計特殊出生率は全国平均よりも下回っております。

次に、3ページをご覧ください。年齢層別による女性の労働力率は、本市は大阪府平均とほぼ同じ状況です。本市における職種別男女別職員数につきましては、保育士や看護師など一部の職種はほぼ女性が占めておりますが、一方、事務や技術職等の女性は3割程度であり、職種により比率が偏っています。役職者の女性比率についてもさほど上昇していない状況です。役職者の詳細は、次の4ページに掲載しており、多くの役職において女性比率は上昇しておりますが、部長級は0人となっております。なお、その下の、審議会等の委員の男女比率につきましては、お送りさせていただいていた資料は平成26年の値が抜けておりました。申し訳ありません。こちらも本日別途配付したものを参照ください。審議会等の女性比率や、次の5ページの、教職員等の比率につきましては、先ほどの目標数値でお伝えしたものを表で示したものとなっております。次に6ページをご覧ください。本市で実施している「女性の悩みなんでも相談」の実績についてですが、相談内容は多岐にわたって対応しておりますが、その中でもDV相談については、年々増加しており、次のページ、人権室で受けた相談につきましても、DV相談は多くなっております。その下の、労働力人口については、男性は低下してきておりますが女性は横ばいで推移しています。

8ページ、意識調査の結果についてですが、昨年度実施いたしました「男女共同参画に係る市民意識調査および児童等意識調査」の結果につきまして、一部抜粋したものを掲載しております。意識調査結果は、これから策定する計画の重要な参考資料と捉えておりますが、配付しております報告書をすべて説明していくとかなりの時間を要しますので、詳細は、各自で報告書をご覧くださいませようお願いします。なお、本調査にあたりましては、本日ご欠席されている亀井明子委員にアドバイザーとしてご協力いただきましたことを申し添えます。

では、8ページをご覧ください。まず、男女平等の認識についてですが、平成24年度に実施した前回調査と比較すると、「男性の方が優遇されている」と思う割合は多くの項目において減少したものの、「平等である」が高くなっているのは、女性は「職場」のみであり、男性の認識と隔たりがありました。

次に9ページをご覧ください。「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識については、否定的な意見が前回調査より大きく増え、改善が見られました。しかし、ここには掲載しておりませんが、家庭内における実際の役割分担としては、「生活費を得るのは夫」「家庭内

の仕事は妻」の構図は変わっていない状況でした。次のページで同様の質問を小学生から大学生にも尋ねたところ、市民意識と同じく、否定的な考えは女性の方が高い傾向にあります。男性はどの学年においても3割程度が性別役割分担意識に対して肯定的な考えを持っているという結果が出ています。

11 ページをご覧ください。女性が職業を持つことについては、男女とも肯定的な意見が多かったのですが、結婚や出産で職業をやめるパターンが男女とも最も高くなっています。ここでは掲載していませんが、職業をやめる意見として、仕事と家庭の両立の難しさ、男性の理解の不十分さが挙げられていました。また、結婚や出産を機に職場を退職する女性が多いことや、職場にそのような雰囲気や慣習があることも要因となっております。次の12ページで、同じ質問を中学生から大学生にも尋ねたところ、女性は「職業を持ち続けるほうがよい」の割合が学年が上がるにつれ高くなっており、特に大学生女性は将来にわたって職業を持つことに意欲的です。男性も否定的な意見は少ない結果となっております。

13 ページでは、仕事や家庭生活などにおける希望と現実について尋ねています。男性は「仕事と家庭生活の両方」を優先したいという希望が最も多かったのに対し、実態は、多くの男性が仕事を優先しており、大きなかい離が見られました。また、女性は「家庭生活」を優先している割合が最も高く、希望と大差ありませんが、「仕事を優先している」割合については、希望と現実では大きな差が見られました。

次に14ページをご覧ください。交際している男女間において起こるデートDVについて、中学生から大学生に対し調査しました。デートDVの認知については、高校生が最も高い認知率となっており、おそらく学校教育での成果ではないかと考えております。しかし、次の15ページ・16ページでは、さまざまな暴力について項目ごとに正しい認識がされているかを調査したところ、どの学年においても、過干渉な言動や自己中心的な振る舞いなど、一部の項目では認知が低い状況です。また、女性よりも男性の方が全体的に認知が低い結果となっております。17ページでは、デートDVの経験について尋ねておりますが、先ほど示したデートDVとしての認知が低い項目ほど、経験があるという連動した結果が出ています。また、高校生より大学生の方が被害経験が高くなっており、デートDVの経験をひとつでもしたり、された経験を持つ割合は6割以上となっております。説明は以上です。

今回の計画策定にあたり、国や大阪府の動向、本市の現状、意識調査の結果も踏まえ、重点をおくべき課題や方向性などご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長：資料の説明をいただきました。難しい資料ですぐにということにはならないかと思いますが、お感じになっていることはございますか。

委員：統計データ集3ページの「保育士」「幼稚園教諭」の人数が少ないように思います。これは何か抽出しておられるのかどうかということ。それから8ページの意識調査の結果のところ、実数を知りたいと思います。地域社会との関わりの一歩はPTAだろうと思います。その次に町会、隣組の班長とか最終的には区長さんということになると思うのですが、PTA会長なり区長なりの男女比率のデータを出していただくとありがたいです。併せて選出方法についても、これは公開情報ですから多分ご存知だと思うんですけども、例えば私も小学校・中学校でPTA会長をさせていただきましたが、「男性で」と必ず言われる。北河内グループの他の市町村では女性会長も珍しくないのですが、大東市では、大東市PTA協議会に行くと全員男性です。会長に指名されて「副会長を一人だけあなたの希望する人を選べますよ」と、あとは全部女性が占めてしまう。実行委員会もほぼ女性です。そのようなところが、実数のデータを見せていただくとかなり浮き彫りになってくるのではないかと思います。それから、町会、自

治振興会にしても、隣組の班長さんとか30軒程度の地区の町会長さんぐらいでは女性がおられますが、そこから区長になっていかれる方はほぼ男性で、そののところもどういう経緯で男性がなっていくのかということを知りたいと思います。いわゆるPTAの役員をやったり町会長ぐらいの役割、職責を目指していただくと、その次に待っているのが民生児童委員とか人権擁護委員とか保護司だと思わすけれども、さすがに人権擁護委員は男女が拮抗するようというふうなことで選任が行われるんですけれども、民生児童委員さんは女性が多く、保護司さんは男性が多いという印象を持っています。どの会も、私はちょっと関わっているんですけれども、保護司会の場合は、女性は更生保護婦人会と言う会があります。最近聞いたところでは、女性保護司の会というのがあるそうです。今回の男女共同参画というテーマにおいては、いわゆる政策決定とか事業判断などをする場に男女共の意見を参画をしていくことが望ましいんじゃないかという趣旨はわかるのですが、そういうものを支えている背景が現状どうなっているのかということデータを上から知らせていただきたい。名簿も、男性か女性かということだけなら公開情報だと思います。PTAも、私は小学校と中学校のPTAをしたのですが、どちらも選出委員会というのが結成されて、お父さんの家に、夜中に突然来るという選出方法で。「経験豊かな女性のほうがいいんじゃないですか」と言っても「いえいえ、男性で。」と押し切られる。その結果として今の私の生活環境があると思っているんで、憶測や文句を言っているわけではありませんが、そういうところを意識調査ということとされるのなら、具体的なデータの上から積み上げていった方がよいのではないかと思います。

事務局：最初におっしゃった3ページの6番ですが、正職員のみ挙げているので少ないと思います。今は保育士も毎年採用しますが、そんなに採用は進んでいなくて。公立の市の職員だけを挙げています。

委員：公立の保育園は男性の正職員は2人ですか。4～5人おられたと思ったけど。

事務局：あとは臨時職員で、正職員ではないということです。

委員：わかりました。

事務局：もう1点、「8ページの数字を実数で」ということですが、本日は第1回目ということで資料などご提出できておりませんので、第2回にはご用意させていただきたいと思います。申し訳ございません。

委員：PTA、区長、保護司、民生児童委員、人権擁護委員。

委員長：第3次の振り返りということもあって関連することですが、経過と審議会などの現状値。どれぐらいあるか、改選時期はいつかというデータ。そして、「何でだめか」ということをヒアリングしていただきたい。

事務局：女性に参画いただけていない委員会はどんな内容を議論している委員会なのかとか。

委員長：審議会名簿などは全部ありますね。いろいろな審議会でも女性比率は目標に到達していませんよ。

事務局：はい。していません。

委員長：審議会名簿でも女性比率はなぜ目標値に届いていないのか、ヒアリングされますね。

事務局：はい、ヒアリングします。

委員長：そこでデータも元データを入手して確認してください。データというのはすごく大切ですので、ヒアリングなどで全部揃えていただきたい。

委員：2点質問があります。まず資料の「男女共同参画行動計画の策定について」の7ページの「目標値に向けた達成度」の目標と達成度合の数値は、例えば項目1であれば、共に40%を超えていることが目標ですが、項目2では、「男は仕事」「女は家庭」という市民の割合が、平成29年には共に25%を下回っているのが目標となっています。項目1では数値が上回っている

場合が目標で、項目2では数値が下回っている場合が目標という記載のしかたは見にくいと思います。ざっと見ると、条例の認知度は低くて達成できていないけれども、「男は仕事」「女は家庭」と思う市民の割合は目標数値を超えており、達成していると思ってしまう。

条例を策定した時は広報もたくさん行われるので条例の認知度は高く、年々下がっていくというのは当然だと思います。ただ、「男は仕事」「女は家庭」と思う割合は、残念ながら数値目標に達しなかったけれども、確実に下がっている。また、ジェンダーの認知度もものすごく上がっている。今回の計画を策定するにあたって、この条例の認知度が低いにも関わらず、ジェンダーは、社会全体でおそらくどんどん認識されていくだろうと思います。なので、条例で認知しないと上がっていかない数値のところを重点目標とすれば、大東市としてこの条例や今回のプランの意義が上がるのではないかと思います。

もう1点は、資料の統計データ集5ページの「夫婦の生活時間（全国）」。このような夫婦の生活時間の統計をとった時に、妻が有業無業、専業主婦・兼業主婦若しくはワーキングマザーなどにかかわらず、夫の生活時間は微動だにしない。女性は生活に合わせて変わるけれども男性は全く動かないというのは、正直なところ課題だと思います。女性活躍という時の女性の社会進出はもちろん大切ですが、女性も男性も社会に進出してしまうと、PTA、地域、家庭はどんどん手薄になっていってしまいます。女性が社会に出た分、男性の家庭進出というのがトレードオフというか、両方回っていかないというのがあって、本来のプランはそうなのですが、女性に「改めてこうしましょう」ということよりは、男性の生き方にも柔軟性をもていただけるような発信のしかたができれば、各家庭や地域が楽になっていくのではないかと思います。

委員長：もっともだと思います。データの1番2番の書き方で、これは2番だと「男は仕事、女は家庭」に反対と思う市民の割合というふうにできればいい。これは多分経年変化を見ているということだけでも「男は仕事、女は家庭に反対」と思う市民の割合を出してみると、経年変化を見ることができそうですから、それを出したらいいと思います。それからもう一つ、例えばジェンダー、性別役割分担意識、DVの認知度などはテレビでいっぱい言っているから大体意識は広がっているけれども、例えば「大東市が何をしているか」とか「大東市の中で、大東市ができるものは何か」というところを具体的に広げていくといいですね。例えば市職員の割合、教職員の割合、審議会の目標など、「市独自でこれは責任を持ってやります」というような数値目標をもう一度しっかりとたたき出してやっていただいたほうがいいかもわかりません。男性に向けての発信ということになると、確かに「夫婦の生活時間」は、20年ほど前から同じなんですよね。この調査項目自身がいるのかいないのかと思います。どんな調査をすれば新しい男性の働き方、ワーク・ラフ・バランスを男性ができるような調査項目ができるかということですね。難しいですね。何かいい案はありませんか。

事務局：研修に行くと、講師の先生も「女性活躍推進法は、女性が活躍するためには職場の男性も家庭の男性も協力・理解がないと絶対に女性の方は活躍できない」ということをよくおっしゃるのですが、今、おっしゃったのはそのあたりです。今度の第4次の計画の中で市の事業、施策として、お父さんの料理教室など、お父さんがおうちにもっと入っていただけるような研修とかを、そこは分担でいういろいろな課がありますが、我々人権室の男女共同参画グループがやると思います。調査ももちろんですが、計画の中の事業・施策で男性に対する啓発、アプローチを、今回の計画からは今までにはない方向性で入れていけたらと思います。

委員：「なぜ男性が」というところで、ファザーリングジャパン関西は全国組織で今年で12年目になるのですが、「男性自身がそれを学ぶ場がない」ということが、つい先日NHKで特集され、「男性と女性、母親と父親は乳児の事故に対する認識の知識の差があって、女性より男性の方が知識が圧倒的に低い。これが問題だ」と言われていました。でも、パパたちから言わせても

らうと、パパたちには学ぶ場と学ぶ空気がない。つい先日まで、プレママ教室はあったけれどもプレパパ教室はなかった。私も父親になって15年目ですが、15年前は乳児を抱えていく場所がなかったんです。行政としてパパにも開いてとか、父親がスタート時点で育児や家庭というものを学べる場があれば大きな力にはなるのではないかと思います。

委員長：柏木委員、学校の現状についてもいろいろ教えていただけませんか。

委員：PTAの会長さんは圧倒的に男性が多いというのは私もそのとおりだと思います。例えば今年には会長さんに女性の方がおられました。私自身が以前勤めていた中学校にも女性の会長さんがいました。おそらくPTAでもそれぞれの学校の規約には「会長は男性でないといけない」とは書いていないはずですので、どんどん出ていかれたらいいと思います。

委員：子どもが通っている小学校は「会長（男性）」と書いてあります。書かれているものを見て、「委員長（男性）、副委員長は男性1人、女性1人」となっています。私は実行委員をやっている時に「これはおかしいんじゃないですか」と言いました。そしたら「来年からは変えますね」というふうに言っていただきましたが、次の年に配られたものは結局一緒だったんです。平（ヒラ）の委員さんはほとんど全員女性です。その中から実行委員が選ばれます。実行委員の中からまた5役といわれる会長副会長が選ばれるんですけど、副会長になる男性というのは、委員を経験していない人が急にぽこっと現れるんです。会長をするためだけの副会長というのを探されて、その副会長が翌年会長になるというしくみでした。

委員：会長が友達を呼んでくるんです。

委員：信頼がおける男性を。

委員：女性の中で、男性1人会長は真ん中ですごくづらいので、だから1人呼んでくるんです。「それだけあなたに権利があります」と言われる。あとは呼ばれた時に言われたところであいさつして。

委員：すごく変だと思って言った時に、他の女性の委員の方が「そんなことを言ったら女性が会長をせんなあかんようになるじゃないか」と。なりたくない人ばかりが集まっていて、私はそこまで嫌ではなかったんですけど、そういうところ変なんですよ。「会長（男性）」と書いてあるところからまず外すというようにしないと。

委員長：「男性」とは誰が書くんでしょうね。

委員：多分PTA役員が昔配られたプリントをそのまま使っておられるのか。

委員：規約改正については、PTA総会で議題に上げて、承認される・されないという手順を踏むと思います。今おっしゃっていた「男性」というのは、おそらく総会にかけていただいたら、今の時代反発する方はまずいらっしやらないと思いますね。男性でも女性でも問題ないと思います。

委員長：教育委員会なりがちょっと見ておくということで大分改善できるんでしょうか。

委員：多分特殊な例じゃないのかなと思います。

委員：他は、PTA会長さんは今は女性もおられるとお聞きして、地域によって差があるのかもしれないです。

委員長：それで、今の市でそういうことについて何ができるかということをお考え下さい。

委員：PTAは任意団体ですから、教育委員会の指導の及ぶところではない部分もあるかと思いますが、それが地域社会の意識というものを下支えしているということで、DVでも、最近男性の方のDVということもデータ化されるようになってきた。昔は女性だけだったんですけど。つまりアッシー君やメッシー君といった女性に振り回される男性が出てきたからそういうことを言われます。それともう一つ、重複していることが最近では課題になっています。「障がいがあるから虐待を受ける」、或いは「虐待を受けるから障がいがある」というふうに関連性

がある。DVも、面前DVといって子どもの前での夫婦げんかなどと絡み合っており、そういうものを実際に救っていくのも、セーフティネットを地域社会で作っていかうというしくみですけれども。私の場合であれば、人権擁護委員という職の中でいろいろな相談を受けた時に、やっぱり地域性や意識がどうしても出てしまってくるということです。「データで」と言いながら覆すようで申し訳ないのですが、私ども、生活時間にしても曖昧な部分がたくさんあると思います。例えば正面きって「育児って何時間？」と言われると答えにくいのです。

5年ほど前に「子育てしてたら自分の時間ない」という方がおられました。「自分の子どもを育てることというのは自分の時間じゃないんですか」と思うのですが、意識としてどうなんですかね。家庭と一緒に食事を食べるというのも私は育児だと思うのですが、それも生活時間としては分けられているんですかね。家庭生活を営んでいくというのは、私はプライベートな部分であると先ほどおっしゃったように、そこまで条例でも定めていくということはあまり過ぎたことかと思うのですが、家庭生活を営むとか、自分の生活を営む中に、もちろん課題、問題があるからこのような条例ができ、改善していかうという意思が働いてくるのでしょうかけれども、そういう曖昧な部分をどういうふうに認めていくかというようなこともほしいと思います。PTAの総会も成立しないんですよ。全体の意識としては、「しゃべったら責任を負わされる」この感覚、職場で言うところの「意見を言ったらその分仕事が増える」という感覚です。

委員：ごはんと一緒に食べる時間が育児だと思われるお母さんは少なくなってきたと思います。子どもと接している時が育児なんだと捉える方も結構多いのかと最近思います。お父さんの進出も多いですね。最近はお迎えもお父さんが来られたり、遠足もお父さんが一緒に来られることも増えてきていますが、学べる場所がないので、乳児に対しての「こうしたら事故につながるよ」という意識的なものとかはお母さんよりは低いと感じます。でも、「学びたい」というお父さんは実際に結構増えてきています。大東市でも、子育て支援の中では「両親教室」といって、生まれる前の段階で一緒に両親とも勉強できるプレパパプレママというのも少しずつ進んできています。学べる場所も少しずつ出てきているので、実際にお父さんが育児休暇を取られてお母さんと交代で「今度はみます」というお父さんも出てこられたりしています。ただ、その時に周りの反応はやっぱりちょっと異色の目で見られるというか。まだまだ浸透していないので、周りのお母さん方は、「え、この人育児休暇をとってまでいるの？」みたいな感じがあるので、その辺はもうちょっと変わっていかないといけない部分かなとは思っています。

委員：私自身は未婚なのでわからない部分もあります。未婚ということで、職場ではそうでもないのですが、地域などに出ていくような仕事もしているのですが、地域に出ていった時に、年上の方から「早く結婚しなあかんよ」と言われたりすることが多々あり、「んー。」と思うことは結構あります。そういうところで何か縛られて生きていかないといけないのかなということが多々感じる場面はあります。

委員長：「この場でこういうことを議論してほしい」とか「こういうことを自分としては思っている」ということはありますか。

委員：男女ということで、ここではそうだと思うんですけども、男女としての区切りも、今はなかなかつけづらい。LGBTの問題も含めてみんなが社会の中で働きやすかったり生活していきやすい大東市になるようにということで議論していかうと感じています。

委員：質問ですが、個人と家庭、子育ては個人の時間に入らないのかということに関して、統計データ集の13ページに、「仕事を優先したい」、「家庭生活を優先したい」、「地域・個人の生活を優先したい」とあって、家庭生活というのは私のイメージでは個人の生活に入っていて、地域は、私はほとんど関わりがないことが多いので、この質問をしている時点で、「子育ては個人のものじゃない」と定義しているように見えたのですが、この区切り方は一般的なんですか。

委員長：昔は一般的だったんです。「いろいろな分野に共同参画しましょう」と。「いろいろな分野とは何か」というと、家庭と仕事と地域生活みたいな形になった。

委員：家庭と個人が一緒になるのはいいと思うのですが、地域と個人が一緒になっているのはちょっと違和感があります。

それと、私は、外国人、特に日本人の男性と結婚している外国人女性の支援をやっています。大東市のデータを見ても高齢化が進んでいて、外国人の方々の力を借りないと多分やっていけないことがこの間もNHKの特集でもやっていました。もうすでにそうなっていて、やはりそういう時に、男性が日本人、女性が外国人の家庭だとDVの比率もすごく高いですし、言葉が満足に話せない人も多かたりするので、どうしても力関係があります。外国人のための何か方針みたいなものもダイバーシティの方で検討してほしいです。

委員長：実態調査はあるのですか。

事務局：今の委員からのご提案で、大東市における外国人の転入比率を一度、次回の会議にご提出させていただきたいと思っています。

委員：機会があれば、就労者も。私の大学でも留学生がたくさんいて、最近アパートはわりとOKにはなってきたみたいですが、やはり仕事とかアルバイトをするにしても、日本語が話せてもだめだと断られることがあるようです。保育所でも外国人のお母さんは手紙が読めないとかあります。両親共外国語の方の場合、通訳ができなかったり。

委員：例えば、子育てと一言で言っても、人によっていろいろ受け取り方が違うじゃないですか。私は女性相談しかしていないので、女性の意見しか代弁できないのですが、「自分一人になる時間がない」とよく言われます。それも仕事をしていたら職場で自分で子どもから家庭から離れて自分の世界でやっていくんだけど、子どもがいて夫がいるとか、家の中にいたら、どうしても目につくところがいっぱい、例えば自分一人で図書館に行くとか喫茶店でコーヒーを飲むとかそういう時間が、人間としては子どもがいても必要な時間だなあと思うところです。50代の私たちは、親から結婚したら子どもがいて旦那さんの世話をして、と育てられてきたのでそれがあたりまえだと育ってきたのですが、少し若い世代になると、自由にものを買って好きなことができてという時代から、子どもができてという結婚生活に入ると、もうポーンとかけ離れた世界に入れられてしまったという方が結構いらっしゃるの、そういう意味では、今、高校とか中学に性教育とかにも行っているのですが、先ほども言われたように、「お父さんが迎えに来るとちょっと違和感をもって見られる」とか、私たちの時はすごくそうだったんですけども、そういうことが小さい子ども達に「それがふつうなんだ」と。お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん。「お父さんがいなくてもお母さんがいなくても、みんなであなただを見てるんだよ」という意識が社会にあればいいと思うので、私たちに培われた潜在的な意識、「男でなければならない」とか「女でなければならない」という意識が改革できるように、子どもの幼稚園・保育所時代から「お父さんでもおじいちゃんでもおばあちゃんでもいいよね」ということが染み渡るようにできたらいいと思います。私たちがガチガチになった価値観できていると、女性相談から感じます

委員長：自分一人の時間なんて意識しないと持てないですよ。

委員：そうです。縛られます。

委員長：子どもの権利を守ると同時に、「自分を育てる」「自分が自分でいられる時間を意識的にもつようにしましょう」みたいな形にしないとだめですね。

委員：私は男女共同参画に関して皆さんの意見を聞いて勉強させていただこうと思っているのですが、我々古い人間は、昔の男性、女性という感覚で皆さんの意見を聞いたら、息子たち夫婦を見ても、今の男性は優しくなって女性がいい時代になったなと思います。我々の時代は男性の

協力もない時代だったんですけど、今は女性に関しては社会進出の時代ですし、男性も子育てに参加することが大事なのかなと思って、私もこの共同参画に関して勉強させていただいているところでございます。

委員：女性の職業意識や個人の時間が持てないというお話ですが、自分のことに置き換えて考えてみると、うちの妻は結婚して最初は働いていましたが育児に集中したいということで仕事を辞めました。そして、子どもが小学校高学年になってきたら、「また働きたい」と言ったんです。「周りの奥さん方がみんな働いている。自分は専業主婦で、何か取り残されているような気がして、やっぱりこれではあかん。また社会参加したい」と言って、働きたいということでした。働くにあたっては、「アイロンとかお風呂を洗うとか手伝ってほしい」と言われたので「いいよ」ということで、パートで働き始めました。確かに大変だと思いますし。そういう中でやっぱり「家庭で個人の時間がない」と妻は言います。「確かにそうだ」と。育児も家事も意識として仕事だと思っている。自分の時間というのは、何か自分の趣味であるとか好きなことをすることだということでした。そのへんを考えると、やっぱり男性の意識を変えていく必要があるというふうに感じています。

委員：いろいろお話を聞かせていただいている、個人的に一番はっとしたのは夫婦の生活時間です。男性は変化がないというところが「言われてみれば」とはっとしました。男女共同参画の委員をさせてもらって、それが僕の生活とか市民一人ひとりの生活にどう落とし込まれていくのかとか、どう影響を及ぼすのかというところがすごく気になっています。意識調査や政策的なところだけでなく、具体的に「こういう働き方はどうだ」という具体的な案というか、「こういうふうにしたら家庭との両立もできるんじゃないか」というイメージ作りができればいいのかと思っています。ただ、この表を見て「8時間ぐらい働いていて」という前提があると家庭に入るのは難しい。じゃあ時間を減らすのか、週5を週3ぐらいに減らすのかなどという時に、今度は会社から受けられる保障面に関わってくるなどが出てくるだろうと思うと、具体的に行動を起こそうと思った時に、バリアみたいなものが多分あるだろうと思っていて、そういうところもいろいろ掘り起こせたらいいと思いました。

委員長：市ができることはあると思うんですけど、例えば正職の人とそれ以外の人の「こうなっているんですよ」というようなことを入れてもらってもいいですね。正職で何人、何%ということも男女共同参画では大切なのですが、「全体で、多様な働き方なり社会的な動きの中に市役所もいますよ」というような一つの例示を入れてもらって議論していく。今おっしゃったように「世の中はこんなふうに回っているんだけど、例えばこの人たちはどんなふうに参画したらいいのか」とか、新しい働き方みたいなことをそこから議論できるような形で。これに対してどうするかということは、市を一つの事業体と考えれば市から考えることができる。

委員：データ集の11、12ページ。市民意識調査と児童等意識調査は、グラフの表記のしかたが違っているのですが、同じにした方が見やすいのではないのでしょうか。同じことを聞いているのに違う表し方なので、一瞬、何か違うことを聞いているのかと思ってしまいます。

事務局：市民の分は男女比較だけなのですが、児童の方は男女比較プラス学年比較もあったりして複合的な比較が入ってくるので、市民との比較がちょっとしにくい状態です。

委員長：中学・高校・大学、それぞれにおいてどのような背景が考えられるのかという分析を聞いてみたい気もします。

事務局：調査報告書にはそれぞれ小・中・高・大ということで分けさせていただいて、巻末に同じ質問に対する、今ご覧いただいた比較という形では載せさせていただいています。

委員長：分析する主体は誰がしているのですか。

事務局：分析はこちらでさせていただいております。報告書の中では、分析結果をまとめさせてい

ただいています。

委員長：じゃあ皆さん読んでいただいて、素案の中に反映していくという形にさせてください。
それでは本日の協議事項は以上ですので、事務局にお返しします。

事務局：それでは事務局から事務連絡をさせていただきます。

事務局：本日は第1回会議にご出席、ご意見いただきましてありがとうございます。それではその他としまして1点のみ、第2回の日程調整をこの場でさせていただきたいと思います。皆様には7月下旬に第2回でお集まりいただきたいと思います。

委員長：7月23日10時からということでしょうか。

委員：異議なし。

委員長：それでは7月23日10時から第2回ということで、今日いただいた話題に対する答えと懸案ですね。

事務局：本日は大変急な招集ご案内にかかわらずたくさんの皆様にお越しいただきまして本当にありがとうございました。第2回は、せっかく皆様お忙しい中集まっていますので、会議が充実するように事務局も取り組んで参りますので、もし今日の会議が終わって後日、「こういった資料があったらいい」など何かご不明な点や第2回に必要なものがございましたら、全てご期待に添えるかどうかはわかりませんが、メール、電話等で事務局の方にご連絡いただければ、ご用意させていただきます、第2回の会議の前に皆様のお手元に届くように進めてまいりますので、ご連絡をお待ちしております。よろしく願いいたします。

事務局：以上をもちまして、第1回大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。